

大都市制度検討部会における議論

【議題】

- 「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会要請」について
- 大都市の住民参加について
- 道州制に係る主な議論における「大都市制度のあり方」について
- 第30次地方制度調査会における「大都市制度のあり方」についての議論経過について
- 大都市地域と都道府県の事務分担の変更に関する法案（仮称）策定へ向けた基本的考え方（素案）について

【主な意見】

- ・住民参加の取組については、国が基本的な枠組みを決め、詳細な制度設計は基礎自治体に委ねるべきである。
- ・指定都市各市で住民参加の取組が進んでいることを、広く情報発信すべきである。
- ・大都市制度は、指定都市と都道府県の二重行政の解消だけでなく、基礎自治体を自立させるための制度でもある。
- ・道州制の導入は、新しい国の形を構築するものである。都道府県合併の議論ではなく、基礎自治体に限りなく権限・財源を移譲することを最優先に考えるべきである。
- ・大都市制度を進めていくためには、指定都市は、何ができるかではなく、何ができないのかを明らかにすることも重要である。現時点では指定都市は、警察事務以外の事務・権限の移譲は可能である（交通警察との整理も含む）。こうした考えを広く情報発信していくべきである。

裏面あり

- ・県費負担教職員制度の見直しや、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針に関する都市計画決定などの移譲については、税源の移譲とセットで早期に整理していくべきである。
- ・法案（仮称）策定に向けては、「大都市」と限定するのではなく、「多様な大都市制度の実現」に重点をおいて、文言の扱いも含め検討していく必要がある。